

# 後期高齢者医療制度加入者の皆さんへ

## ①新しい保険証を7月末までに交付します

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「令和3年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」[オレンジ色]をおひとりに1枚ずつお渡ししています。


この有効期限を更新するため、7月末までに市保険年金課から「有効期限 令和4年7月31日」と記載された新しい被保険者証〔むらさき色〕をお届けします。

8月1日以降、期限を過ぎた被保険者証〔オレンジ色〕は使えませんので、ご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合(1割または3割)は、令和2年中の所得に基づき判定しています。

**後期高齢者医療被保険者証**

有効期限 令和4年7月31日



**後期高齢者医療被保険者証**

有効期限  
交付年月日

被保険者番号	
姓 名	
氏 名	
生年月日	
資格取得年月日	
発 効 期 日	
一部負担金の割合	
被 保 者 印	

**ご確認ください!**

新しい被保険者証〔むらさき色〕の有効期限は**令和4年7月31日**となっています。

## ②7月は「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」「後期高齢者医療限度額適用認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(薄い紫色)」(以下、「減額認定証」)または「後期高齢者医療限度額適用認定証(ねずみ色)」(以下、「限度額認定証」)を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、現在、認定証をお持ちの方で継続して該当される方には、7月末までに新しい認定証をお届けします。

**「減額認定証」・「限度額認定証」を現在お持ちでない方で、新たに認定を希望される方はお問い合わせのうえ交付申請の手続きをしてください。**

### 【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課医療・年金担当(市役所1階④番窓口)

☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## 防災行政無線の定期試験放送について

小松島市では、毎月、「防災行政無線の定期試験放送」および「Jアラートの定期試験放送」を実施しています。試験放送時は、防災行政無線より、チャイム音や放送が流れますので、市民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 防災行政無線の定期試験放送

〔日時〕 毎月第3日曜日正午ごろから

### 放送内容

こちらは、防災小松島市です。

ただいま、防災行政無線の試験中です。

※この内容が2回放送された後、放送終了のお知らせが流れます。

### Jアラートの定期試験放送

### ①事前放送

〔日時〕 毎月第4水曜日午後4時5分ごろから

### 放送内容

こちらは、防災小松島市です。

本日、午後4時15分頃より、Jアラートの定期試験放送を実施いたします。

防災行政無線より、試験放送などの音声が行われるため、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※この内容が2回放送された後、放送終了のお知らせが流れます。

### ②本番放送

〔日時〕 毎月第4水曜日午後4時15分ごろから

### 放送内容

これは、Jアラートのテストです。

※この内容が3回放送された後、「こちらは、防災小松島市です」と放送され、放送終了となります。

### 【お問い合わせ先】

市危機管理課(市役所4階)

☎32・2227 / FAX 32・3522

Mail:bousai@city.komatsushima.i-tokushima.jp

